



平成 21 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 : 南部化成株式会社
代表者名 : 代表取締役社長 篠塚芳明
(J A S D A Q コード番号 7 8 8 0)
問合せ先 : 総務部長 太田 郁男
電 話 : 0 5 4 8 - 3 4 - 1 8 0 1

定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 29 日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式（下記「I. 当社の定款の一部変更 1. 定款の一部変更①（1）変更の理由」において定義します。）の全部の取得について、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議することを決定し、この決議事項が承認された場合には平成 21 年 7 月 27 日（予定）をもって当社株式は上場廃止になることを下記のとおりお知らせ致します。

記

I. 当社の定款の一部変更

1. 定款の一部変更①

（1）変更の理由

平成 21 年 4 月 11 日付当社プレスリリース「株式会社NMCファンド 14 による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、株式会社NMCファンド 14（以下「NMCファンド 14」といいます。）は、平成 21 年 2 月 27 日から当社普通株式に対し公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成 21 年 4 月 16 日（決済開始日）をもって、当社普通株式 5,380,060 株（議決権を行使することができる株主の議決権の数 55,346 個（平成 21 年 3 月 31 日現在）に対する所有割合：約 97.20%）を保有するに至っております。

米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機が世界全体に波及し、当社も家電向け製品、自動車部品向け製品及び住宅関連向け製品の受注が急速に落ち込んでおり、また、当社の顧客である日系メーカーも海外生産へより一層シフトして製造原価の低減化を進める方向にあり、当社に対する価格の引下げ要求も一層厳しさを増しております。

当社を取り巻く事業環境が厳しさを増す中、当社が中長期に持続的な成長を達成し、企業価値を向上させるための経営改革の方向性について、プラスチック成形事業及び金型製造業を営む企業の企業価値向上に豊富な知見と実績を有する日本みらいキャピタル株式会社と検討する機会を得て、その採るべき最善の方策について検討を重ねてまいりました。

その結果、中長期的な企業価値の向上を達成するには、高度な技術力を裏付けとする競争優位を確保するためのより一層の研究開発投資や先進的生産設備の導入、生産性向上のための工場の統廃

合を含む事業の再構築、グローバルな生産拠点の展開、M&Aを活用した積極的な成長戦略の実行等（以下、これらを総称して「経営改革」といいます。）に株主、経営陣及び従業員が一丸となって取り組むことが不可欠であるとの結論に至りました。

一方で、当社は、株式を上場することにより資本市場からの資金調達やブランド力の向上、優秀な従業員の確保及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々な便益を享受してきましたが、近年、企業の内部統制（J-SOX）への対応をはじめ、資本市場に対する各種の規制が強化されたことに伴い、株式の上場維持コストが増加する傾向にあり、この傾向は今後も更に強まることが予想されます。そのため、株式の上場を維持することが当社の収益を圧迫し、当社の経営改革の実行の障害になる可能性も否定できません。

以上をふまえ、当社は、以下の①から③の方法（以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。）により当社を非上場化することといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、A種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設する。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設する。
- ③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、全部取得条項が付された当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）を有する株主（但し、当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、NMCファンド 14 以外の全部取得条項付普通株主に対して 1 株未満の端数となるように、取得対価として A種種類株式を交付し、それによりNMCファンド 14 のみが当社の株主となるようにする。

会社法上、全部取得条項の付された株式は会社法第 171 条第 1 項及び第 108 条第 1 項第 7 号の定めにより種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるために種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容のA種種類株式を設けることとしております。なお、下記「Ⅱ. 当社の全部取得条項付普通株式の取得（1）取得の理由」でご説明申し上げますとおり、上記③における全部取得条項付普通株式の取得対価はA種種類株式としております。

会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合（すなわち、本定款一部変更等を実施した場合）、上記のとおり、NMCファンド 14 以外の全部取得条項付普通株主に対して取得対価として割当てられるA種種類株式は、1 株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株主に対するA種種類株式の割当ての結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（但し、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式は、会社法第 234 条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主に交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式をNMCファンド 14 に対して売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式の総数に 1,200 円（NMCファンド 14 が当社普通株式に対して本公開買付けを行った際における買付価格と同一）を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付普通株主に交付できるような価格に設定することを予定しております。

本変更は、本定款一部変更等の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設

けるほか、所要の変更を行うものであります。

また、当社定款第 7 条におきましては、これまで当社は、事務負担の軽減を図るため、100 株を単元株式数として規定していたところ、同第 7 条は、当社普通株式に単元株式数を定めるものであるため（本変更で設けられる A 種種類株式には単元株式数を定めません。）、その趣旨を明確にするために所要の変更をするものであります。

なお、臨時株主総会に先立って開催される定時株主総会において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）の施行に伴い、当社定款の一部変更議案が付議されており、本議案は、当該定款変更議案による変更後の当社定款の規定を変更するものであります。

本変更に係る定款変更は、臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生ずるものいたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

当社第 28 回定時株主総会における 第 1 号議案による変更後の定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 19,163,000 株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 19,163,000 株とし、このうち、普通 株式の発行可能種類株式総数は <u>19,153,000 株、第 5 条の 2 に定める A 種種類株式の発行可能種類株式総 数は 10,000 株とする。</u></p> <p><u>(A 種種類株式)</u></p> <p><u>第 5 条の 2 当社の残余財産を分配するときは、A 種種類株式を有する株主（以下「A 種株主」という。）または A 種種類株式の登録株式質権者（以下「A 種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A 種種類株式 1 株につき、1 円（以下「A 種残余財産分配額」という。）を支払う。A 種株主または A 種登録株式質権者に対して A 種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A 種株主または A 種登録株式質権者は、A 種種類株式 1 株当たり、普通株式 1 株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の普通株式の単元株式数は、 100 株とし、A 種種類株式の単元株式</p>

当社第 28 回定時株主総会における 第 1 号議案による変更後の定款	変更案
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。 (新設)	数は、 <u>1 株</u> とする。 <u>(種類株主総会)</u> <u>第 16 条の 2 第 13 条、第 14 条、第 15 条および第 17 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2. 第 16 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>3. 第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>

2. 定款の一部変更②

(1) 変更の理由

本変更は、上記「I. 当社の定款の一部変更 1. 定款の一部変更① (1) 変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、当社を非上場化するために、本定款一部変更等のうち②として、「I. 当社の定款の一部変更 1. 定款の一部変更①」による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第 5 条の 3 を新設するものであります。本変更が承認され、本変更による定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、本定款一部変更等の②の後、株主総会の決議によって当社は全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式を取得しますが（本定款一部変更等の③）、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付普通株主に交付する取得対価は、上記「I. 当社の定款の一部変更 1. 定款の一部変更① (2) 変更の内容」における変更案により設けられる A 種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式 1 株につき全部取得条項付普通株主に交付する A 種種類株式の数は、NMC ファンド 14 以外の全部取得条項付普通株主に対して当社が交付する A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となるように、158,000 分の 1 株としております。

なお、本変更に係る定款変更の効力発生日は、平成 21 年 8 月 1 日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。上記「I. 当社の定款の一部変更 1. 定款の一部変更① (2) 変更の内容」の変更案による変更後の当社定款の規定を追加変更するものであります。なお、本変更による定款変更は、上記「I. 当社の定款の一部変更 1. 定款の一部変更① (2) 変更の内容」の変更案のご承認が得られること及び普通株主による種類株主総会において本変更の追加変更案と同内容の変更案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

「1. 定款の一部変更①」による変更後の定款	追加変更案
(新設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第 5 条の 3 当社が発行する普通株式は、当</u>

「1. 定款の一部変更①」による変更後の定款	追加変更案
	<p>会社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種類株式を158,000分の1株の割合をもって交付する。</p>

II. 当社の全部取得条項付普通株式の取得

(1) 取得の理由

本取得は、上記「I. 当社の定款の一部変更 1. 定款の一部変更① (1) 変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、本定款一部変更等のうち③として、会社法第 171 条並びに上記「I. 当社の定款の一部変更 1. 定款の一部変更①」及び「I. 当社の定款の一部変更 2. 定款の一部変更②」による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、全部取得条項付普通株主に対し、取得対価として上記「I. 当社の定款の一部変更 1. 定款の一部変更①」による変更後の当社定款により設けられるA種類株式を交付するものであります。

本取得が承認された場合、NMCファンド 14 以外の全部取得条項付普通株主に対して交付される取得対価としてのA種類株式の数は、1 株未満となる予定であり、具体的にはその所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、新たに発行するA種類株式を 158,000 分の 1 株の割合をもって交付される予定です。このように割当てられるA種類株式の数が 1 株未満の端数となる全部取得条項付普通株主に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおりの 1 株未満の端数処理がなされ、最終的に現金が交付されることとなります。

当社では、本取得が承認された場合に、全部取得条項付普通株主に割当てられることとなる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種類株式について、会社法第 234 条第 2 項に基づく裁判所の許可を得た上で、NMCファンド 14 に対して売却することを予定しております。この場合のA種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られる場合には、全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式の総数に 1,200 円（NMCファンド 14 が当社普通株式に対して本公開買付けを行った際の買付価格と同一）を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付普通株主に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。

(2) 取得の内容

本取得の内容は以下のとおりであります。

① 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条並びに「I. 当社の定款の一部変更 1. 定款の一部変更①」及び「I. 当社の定款の一部変更 2. 定款の一部変更②」による変更後の当社定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記「② 取得日」において定めまします。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株主に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A種類株式を 158,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

② 取得日

平成 21 年 8 月 1 日といたします。

③ その他

本取得に定める全部取得条項付普通株式の取得は、「I. 当社の定款の一部変更 2. 定款の一部変更②」に定める定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

Ⅲ. 本定款一部変更等の日程の概要

平成 21 年 5 月 29 日	取締役会決議
平成 21 年 6 月 26 日	臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会 定款の一部変更①の効力発生日
平成 21 年 6 月 27 日	整理銘柄への割当て（予定）
平成 21 年 7 月 24 日	当社普通株式の最終売買日（予定）
平成 21 年 7 月 27 日	当社普通株式の上場廃止日（予定）
平成 21 年 8 月 1 日	定款の一部変更②の効力発生日 当社による当社全部取得条項付普通株式の取得日及びA種種類株式交付日

以 上